

特集

会社内の最低賃金をアップすると得する助成金
業務改善助成金（通常コース）

よくある
質問

育児休業についてよくある質問
——事例3選——



改正が続く育児介護休業法

少し先の話になりますが、令和七年に施行される育児介護休業法（育児法）改正について少し触れたいと思います。

育児法は平成四年に施行されて以降、凡そ三年ごとくに改正が行われてきました。少子化の傾向が顕著になり、近年は子育てしやすい環境作りを目的に、大きな改正が続いています。令和七年にも改正が決まっており、子の看護休暇の拡充や育児中の残業制限の拡大など、働きながら子育てできる環境の更なる充実が図られます。中でも事業者に影響が大きいのであろう改正点として、三歳から小学校就学前の子を養育する社員に対して、①始業時刻等の変更、②テレワーク、③短時間勤務、④新たな休暇の付与、⑤保育施設等の設置運営、の中から二つ以上の措置を講じることが義務になります。なかなか負担の大きな改正ですが、各社の事情に合わせて一緒に検討していきましょう。

今年も残すところあとわずかです。年内で仕事を整理して、気持ちよく新年を迎えたいものです。今年一年大変お世話になりました、来年も宜しくお願い致します。

オフィスメイクタイム
代表 西野 史朗

